

鼓ヶ浦サン・スポーツランド使用料

(令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています)

使用区分	時間区分	午前9時から午後9時まで
テニスコート	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）1面につき	2時間まで330円 2時間を超える2時間ごとに330円
	学校以外 1面につき	2時間まで660円 2時間を超える2時間ごとに660円
フットサルコート	学校	1時間まで1,050円 1時間を超える1時間ごとに1,050円
	学校以外	1時間まで2,100円 1時間を超える1時間ごとに2,100円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 テニスコートの使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 テニスコートの時間区分を超えて使用した場合のその超えた時間の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 4 フットサルコートの時間区分を超えて使用した場合のその超えた時間の使用料は、この表に定める使用料に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 5 使用の準備又は原状回復のためにテニスコート又はフットサルコートを使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 6 会議室の冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に50円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 7 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 8 市外の者が使用する場合の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。

鼓ヶ浦サン・スポーツランド設備器具使用料

使用区分及び設備器具の名称	時間区分	午前9時から午後9時まで
照明設備	1面1時間につき	330円
シャワー	1人1回につき	100円

備考

照明設備の使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。

※施設の備品などを使用する場合、品目ごとに使用料が決められています。詳細は施設までおたずねください。